

2022年1月10日

ウズベキスタンにおけるオミクロン変異株検出に伴うウズベキスタン入国条件の厳格化等について  
(新型コロナウイルス関連)

- ウズベキスタン保健省はウズベキスタンにおいてもオミクロン変異株が検出された旨発表しました。
- これに伴う検疫措置強化により、1月15日より、外国からウズベキスタンに入国する方は、ウズベキスタン到着の48時間前までに受検したPCR検査での陰性証明書を有する必要があります。
- 条件を満たす陰性証明書がない場合、空港、鉄道駅、国境通過地点で新型コロナウイルス感染症の迅速検査を受ける必要があります。

1 1月9日、ウズベキスタン保健省は、ウズベキスタンに到着した外国籍の人物から新型コロナウイルスのオミクロン変異株が検出された旨発表しました。

2 これに伴い、2022年1月15日から以下の措置が導入されます。

- (1)外国から入国する方は、ウズベキスタン入国前48時間以内に受けたPCR検査での陰性証明書が必要になります。
- (2)PCR陰性証明書がない場合、空港、鉄道駅、国境通過地点で新型コロナウイルス感染症の迅速検査を受ける必要があります。

3 また、全ての組織、企業、施設、大型ショッピングセンター、スーパーマーケット、娯楽施設などの入り口では、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、体温測定などが厳格に監督される由です。

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所:Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話:(代表)+998-78-120-8060、(夜間・休日緊急連絡先)+998-91-162-5009

ホームページ:[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

新型コロナウイルス関係特設ページ:[https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00014.html](https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html)

○日本国外務省領事サービスセンター

電話:(代表)+81-3-3580-3311、(内線)2902、2903

以上